



個人情報保護マネジメントシステム— 要求事項

JIS Q 15001 : 2006

平成 18 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会適合性評価部会 管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	飯 塚 悦 功	東京大学
(委員)	井 口 新 一	財団法人日本適合性認定協会
	市 川 昌 彦	有限会社環境 ISO システムサポート研究所
	岩 本 威 生	社団法人日本化学工業協会
	岡 本 裕	財団法人日本規格協会
	小 貫 治 朗	審査員研修機関連絡協議会 (株式会社日本環境認証機構)
	梶 屋 俊 幸	社団法人電子情報技術産業協会 (松下電器産業株式会社)
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	田 和 淳 一	社団法人日本損害保険協会
	椿 広 計	筑波大学
	中 西 正 士	日本商工会議所
	大 隅 正 憲	審査登録機関協議会 (財団法人日本品質保証機構)
	福 丸 典 芳	有限会社福丸マネジメントテクノ
	前 原 郷 治	社団法人日本鉄鋼連盟
	三 井 清 人	財団法人日本品質保証機構
	村 川 賢 司	前田建設工業株式会社
	森 本 司	社団法人産業環境管理協会
	吉 澤 正	帝京大学
	加 藤 芳 幸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：平成 18.5.20

官 報 公 示：平成 18.5.22

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

財団法人日本情報処理開発協会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3432-9371)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 適合性評価部会 (部会長 正田 英介)

審議専門委員会：管理システム規格専門委員会 (委員長 飯塚 悦功)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット管理システム標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgebd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 用語及び定義	1
3 要求事項	2
3.1 一般要求事項	2
3.2 個人情報保護方針	2
3.3 計画	2
3.3.1 個人情報の特定	2
3.3.2 法令、国が定める指針その他の規範	2
3.3.3 リスクなどの認識、分析及び対策	3
3.3.4 資源、役割、責任及び権限	3
3.3.5 内部規程	3
3.3.6 計画書	3
3.3.7 緊急事態への準備	4
3.4 実施及び運用	4
3.4.1 運用手順	4
3.4.2 取得、利用及び提供に関する原則	4
3.4.2.1 利用目的の特定	4
3.4.2.2 適正な取得	4
3.4.2.3 特定の機微な個人情報の取得、利用及び提供の制限	4
3.4.2.4 本人から直接書面によって取得する場合の措置	4
3.4.2.5 個人情報を 3.4.2.4 以外の方法によって取得した場合の措置	5
3.4.2.6 利用に関する措置	5
3.4.2.7 本人にアクセスする場合の措置	5
3.4.2.8 提供に関する措置	6
3.4.3 適正管理	7
3.4.3.1 正確性の確保	7
3.4.3.2 安全管理措置	7
3.4.3.3 従業者の監督	7
3.4.3.4 委託先の監督	7
3.4.4 個人情報に関する本人の権利	7
3.4.4.1 個人情報に関する権利	7
3.4.4.2 開示等の求めに応じる手続	8
3.4.4.3 開示対象個人情報に関する事項の周知など	8
3.4.4.4 開示対象個人情報の利用目的の通知	9
3.4.4.5 開示対象個人情報の開示	9

	ページ
3.4.4.6 開示対象個人情報の訂正, 追加又は削除	9
3.4.4.7 開示対象個人情報の利用又は提供の拒否権	9
3.4.5 教育	9
3.5 個人情報保護マネジメントシステム文書	9
3.5.1 文書の範囲	10
3.5.2 文書管理	10
3.5.3 記録の管理	10
3.6 苦情及び相談への対応	10
3.7 点検	10
3.7.1 運用の確認	10
3.7.2 監査	10
3.8 是正処置及び予防処置	10
3.9 事業者の代表者による見直し	11
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Q 15001:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

白 紙

個人情報保護マネジメントシステム—要求事項

Personal information protection management systems—Requirements

1 適用範囲

この規格は、個人情報を事業の用に供している、あらゆる種類、規模の事業者に適用できる個人情報保護マネジメントシステムに関する要求事項について規定する。

事業者は、次の事項を行う場合に、この規格を用いることができる。

- a) 個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善する。
- b) この規格と個人情報保護マネジメントシステムとの適合性について自ら確認し、適合していることを自ら表明する。
- c) 組織外部又は本人に、この規格に対する個人情報保護マネジメントシステムの適合性について確認を求める。
- d) 外部機関による個人情報保護マネジメントシステムの認証／登録を求める。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1

個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

2.2

本人

個人情報によって識別される特定の個人。

2.3

事業者

事業を営む法人その他団体又は個人。

2.4

個人情報保護管理者

代表者によって事業者の内部の者から指名された者であって、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限をもつ者。

2.5

個人情報保護監査責任者

代表者によって事業者の内部の者から指名された者であって、公平、かつ、客観的な立場にあり、監査